

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫と離婚して、お金を返してほしいのですが…。

Q

夫と離婚したいのです。10年前に結婚しました。子供はいません。夫は高校卒業後バーテンダーをしていて、いずれ自分の店を出すのが夢でした。私も会社で働いて精いっぱい協力し、3年前に店を始めました。夫は飲むのが好きなのでほとんど預金がなく、私が200万円を出し、両方の親に各300万円出してもらって、無借金でした。それなりに回るようになった昨秋、内装をもっと良くすべきだと常連客に言われたとか、私は反対したのですが押し切られ、300万円もの借金をしてしまいました。月15万円ずつ、2年で返せるはずだったのですが…。

ええ、そうなのです。このコロナ騒動です。今年2月はまだ良かったのですが、3月からばったり客が来なくなり、その後はご存じの通り、緊急事態宣言です。アルコールは午後7時まで、では休業しかない。家賃は出ていくし、無駄な借金もある。さまざまな給付金が出るというけれど、申し込んでもなかなか支給されないし、出たとしても足りるわけがない。私が働いて

いるのでどうにか食べてはいますが。夫は荒れて、自宅待機の私とはとても一緒に暮らせず、実家に戻りました。両親は離婚しろと言うし、私も性格の不一致やその他不満がたままって、すっかり気持ちが冷めてしまいました。親はこの際貸した金を返してほしいと言うし、私も返してほしいです。

残念ですが、お金を取り戻すのは難しいと思います。

A

コロナ離婚のご夫婦は結構おられます。ご相談者の場合は、一つのきっかけになったにすぎないかもしれませんが。失礼ながら、ご主人の金銭感覚はいただけませんね。店をやりたいのはいいけれど、であれば自分でお金をためるべき。それをせずに、周りの人に頼り、なおかつ改装だなんて、それは余裕ができてからのものです。店もそうですが、それでは結婚もうまくいきませんよね。さて、親御さんが300万円を返してくれと思う気持ちはよく分かるし、ご相談者も同じはず。ただ結論から先に言うと、難しいです。実際問題として、ご主人にはお金がないですよ。ご主人の実家は金持ちだから出してほしいとおっしゃるけれど、親は別人格なので、それは無理です（もちろん、向こうが払いますと言うのならいいけれど、息子と離婚する嫁に普通は出さないです）。仮定の話ですが、もしご主人にお金があって、返してくれるのなら、親御さんもご相談

者も返してもらえばよいですが、ノーと言われれば難しいですよ。親御さんはご主人と返済契約を結んでいますか？ 身内でたぶんそんな水臭いことはしていないでしょう。つまり、贈与かもしれない。娘への贈与かもしれず、法的な性格が曖昧です。妻と返済契約など結ぶはずがないですね。離婚の際に財産分与と云って、夫婦が共同で築いた財産を精算することはしますが、預貯金や不動産であればいざ知らず、営業資産である店を分けるというて、どうしますかね。売却して少しでもプラスが出るような

らしいけれど、このご時世、たぶん売却自体が難しいでしょう。売らずにそのまま営業を続けるのなら、その正味財産を計算してその半分をもらえるか？ といつてもお金がないのですから、だいたい先のことになりですね。心配なのは、その借金です。連帯保証人にはなっていないですね？ 調べてください。もしなっていればそれは債権者としてご相談者との契約なので、離婚しても背負わねばなりません。ご主人が支払いを怠ると、ご相談者に請求が来ますので、そういったことも話し合わないといけませんね。

